

消費者庁

Consumer Affairs Agency

個人情報保護法に関する 説明会

情報を 守り活かそう 明るい未来

～わかりやすい！個人情報保護のしくみ～



平成27年9月～平成27年12月

消費者制度課個人情報保護推進室

<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>

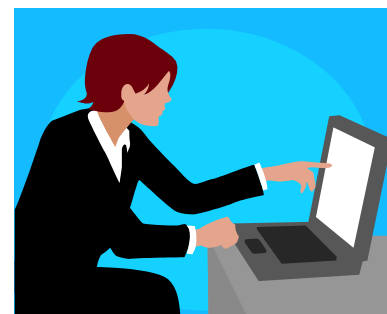
個人情報保護法の目的

この法律は、

- ・高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、
- ・個人情報の適正な取扱いに関し、(中略)国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、
- ・個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、
- ・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(法1条)

個人情報保護法のしくみ

1. 「個人情報」って何？
2. 誰に適用されるの？
3. 何に気をつければいいの？
4. トラブルはどうしたらいいの？
5. 誤解していませんか？
～災害時の対応など～
6. 個人情報保護法の改正
7. まとめ



1. 「個人情報」って何？

1 - 1:「個人情報」とは？

- 「個人情報」とは「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」（法2条）

(※他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)

(例1) 従業員番号は個人情報に該当するか？

⇒ 名簿などにより、氏名や住所等と事業者が容易に照合できる場合、その事業者にとって「個人情報」に該当

(例2) メールアドレスは個人情報に該当するか？

個人情報に該当するものの例

名簿の1項目として
メールアドレスが入っている場合
(⇒他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別)

メールアドレス自体から
特定の個人を識別できる場合
(具体例)
shohisha.tarou@caa.go.jp



1 - 2: 「個人情報」とは 対象情報と義務の関係

「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの

(※他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む)

(例) データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

「個人情報データベース等」

特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物

(例) 顧客管理用のデータベース、従業員等の雇用管理用データベース、病院のカルテなど

「個人データ」

個人情報データベース等を構成する個人情報

(例) 委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

「保有個人データ」

個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

(※6か月以上にわたって保有する情報)

(例) 自社の事業活動に用いている顧客情報

(例) 事業として第三者に提供している個人情報

(例) 従業員等の人事管理情報

15条(利用目的の特定)
16条(利用目的による制限)
17条(適正な取得)
18条(取得に際しての利用目的の通知等)
31条(苦情の処理)

19条(データ内容の正確性の確保)
20条(安全管理措置)
21条(従業員の監督)
22条(委託先の監督)
23条(第三者提供の制限)

24条(保有個人データに関する事項の公表等)
25条(開示)
26条(訂正等)
27条(利用停止等)
28~30条(理由、手続等)

1 - 3: Q & Aで確認！

【質問】

新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報、個人情報保護法で保護されるのですか？

(パンフレットP. 15 Q2-9)

【回答】

- ・公知の情報であっても、その利用目的や他の個人情報との照合など取扱いの態様によっては個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから、個人情報保護法では、既に公表されている情報も他の個人情報と区別せず、保護の対象としています。

2. 誰に適用されるの？

2 - 1 : 個人情報保護法の守備範囲

※1 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)

義務規定の対象

個人情報取扱事業者

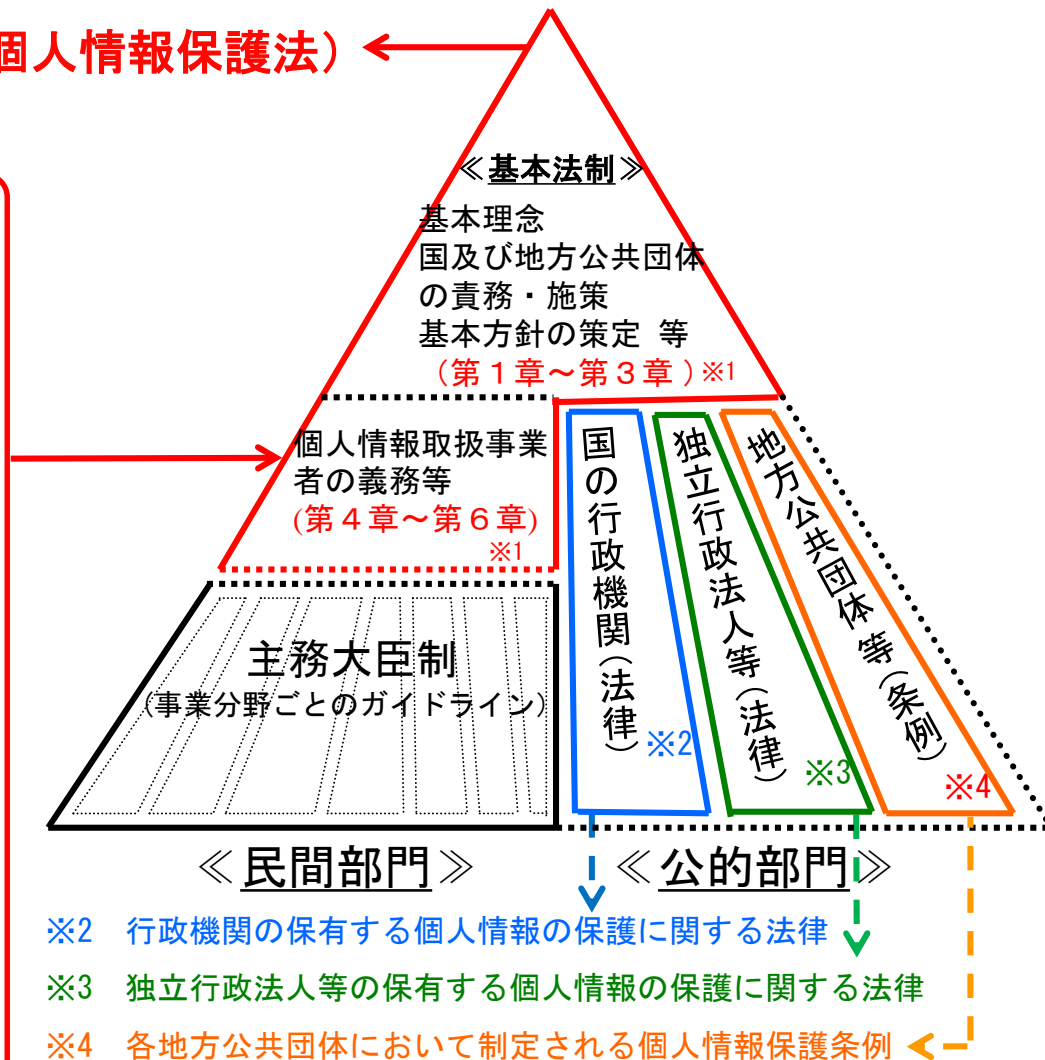
5,000人分を超える※個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者(施行令第2条)
 ※過去6か月間に一度でも超えていれば該当

【対象外】

- ・一般私人(事業の用に供さない者)
- ・上記以外の事業者(小規模事業者、小規模の自治会・町内会等)

【適用除外】

- ・報道機関(報道活動)
- ・著述を業として行う者(著述活動)
- ・学術研究機関(学術研究)
- ・宗教団体(宗教活動)
- ・政治団体(政治活動)



2 - 2: Q&Aで確認！

【質問】

学校や自治会・町内会は個人情報取扱事業者の義務規定の対象となりますか？

(パンフレットP. 10 P. 14 Q1-4、P. 17 Q2-17)

【回答】

○私立学校・・・個人情報取扱事業者(5,000人分を超える個人情報を、データベース化してその事業活動に利用している者)に該当すれば対象となる。

○公立学校・・・各地方公共団体が定める「個人情報保護条例」が適用される。

○自治会・町内会・・・個人情報取扱事業者(5,000人分を超える個人情報を、データベース化してその事業活動に利用している者)に該当すれば対象となる。
⇒ ただし、その活動に利用している個人情報の数が5,000人を超える組織は少ないと思われ、該当しない場合がほとんどと考えられます。

3. 何に気をつければいいの？

3 - 1 : 利用目的に関する規律

利用目的による制限(法16条)

= 目的外利用には原則としてあらかじめ本人の同意が必要

利用目的の特定(法15条)

<取得する場合>

利用目的の通知等(法18条)

あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、本人に利用目的を通知し、または公表する義務

※書面による直接取得の場合は、あらかじめ本人に明示する必要あり。

適正な取得(法17条)

<継続的に利用する場合>

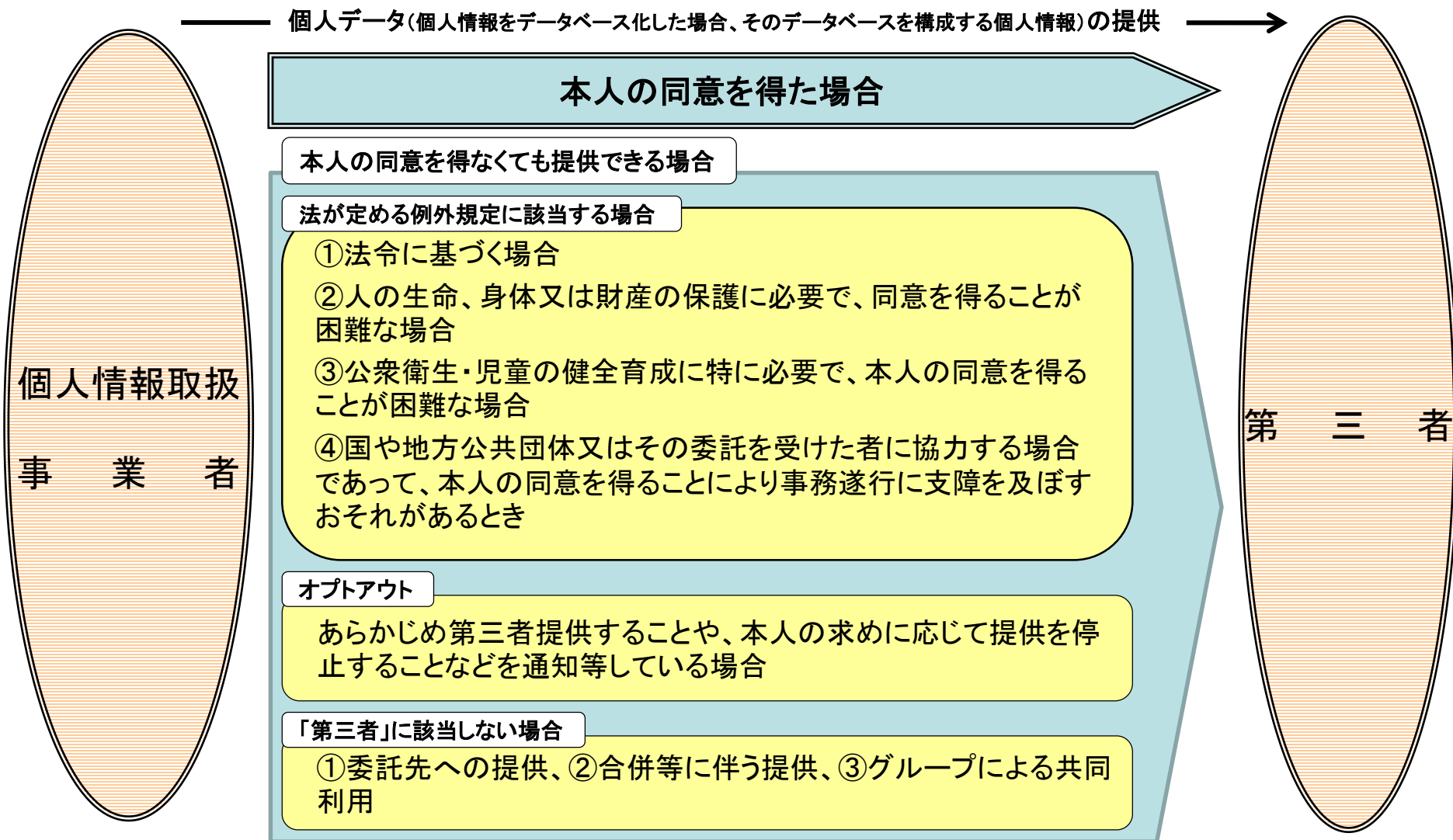
保有個人データ(※)に関する事項の公表等(法24条1項)

- ・個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ・全ての保有個人データの利用目的
- ・開示・訂正・利用停止等の手続

などを本人の知り得る状態に置かなければならない

※ 個人データのうち、開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する情報

3 - 2: 第三者提供の制限



3 - 3 : その他の事業者の義務

○ 個人データの内容の正確性の確保（法19条）

利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保するよう努めることが必要。

★具体的な措置（例）

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定 等

○ 安全管理措置（法20条）

個人データの漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置を講じることが必要。

★具体的な措置（例）

- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・ 事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

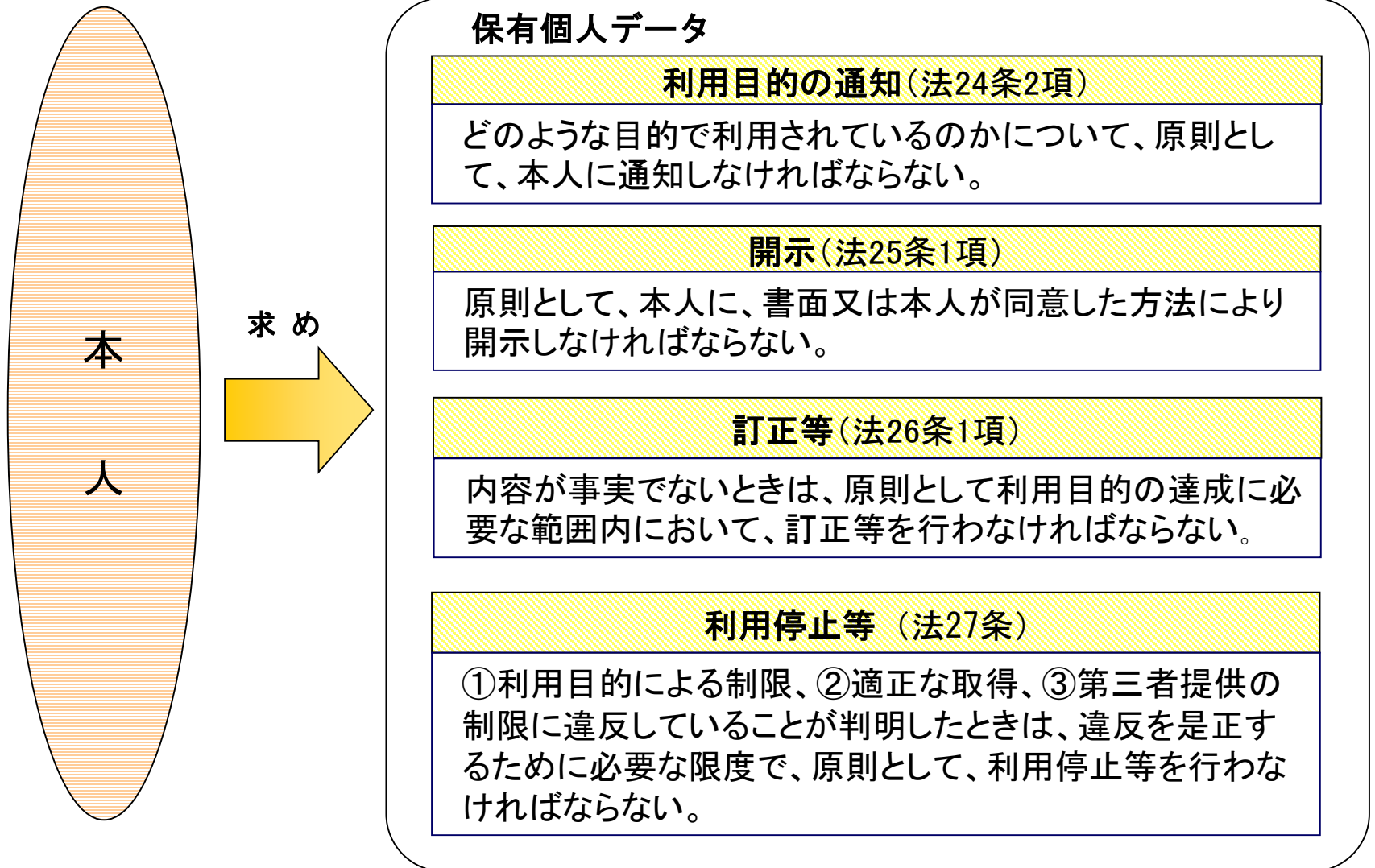
○ 従業者・委託先の監督（法21-22条）

個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

★具体的な措置（例）

- ・ 個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・ 委託先の適切な選定
- ・ 個人情報保護措置の委託契約への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等

3 - 4: 本人の求めに応じる義務



3 - 5 : Q & Aで確認！

【質問】

行事で撮影された写真などを、施設内に展示したり、職員に提供したりする場合、写真に写っている本人に事前の同意を求める必要がありますか？

(パンフレットP. 15 Q2-6、P. 22 Q5-17)

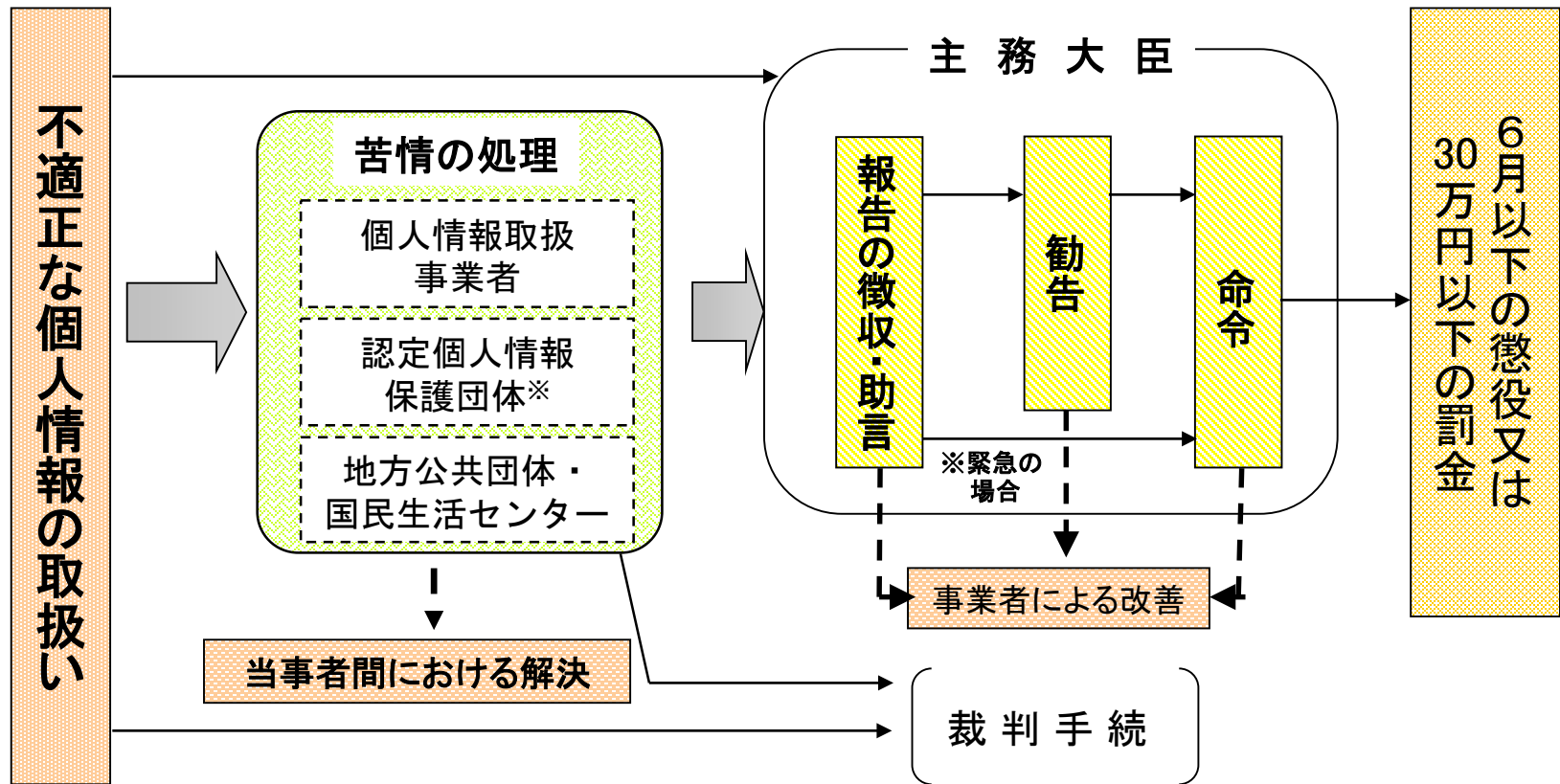
【回答】

- ・「個人データ」に該当しないことが通常であり、その場合、第三者提供に関する本人の同意は不要。
- ・ただし、写真などにより本人を識別できる場合には「個人情報」に該当し、利用目的を通知又は公表する必要がある(法18条)ほか、自主的に同意を求めるなどの取組を行うことが望まれる。

4. トラブルはどうしたらいいの？

4 - 1 : 苦情の処理と行政の監督

- ・まず、その個人情報取扱事業者の苦情相談窓口(法31条)に申し出て、当事者間での解決を図ることが一般的。
- ・当事者間で解決しない場合には、認定個人情報保護団体*や、消費生活センターなど地方公共団体の窓口等への相談も可能。



※認定個人情報保護団体

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援するため、各省庁が認定する団体。対象事業者の苦情の処理等を行う。

5. 誤解していませんか？
～災害時の対応など～

5 - 1:いわゆる「過剰反応」とは

「個人情報であれば何でも
保護しないといけない・・・？」という

誤解

戸惑い

法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう

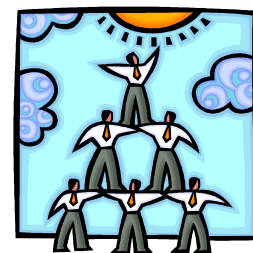
「過剰反応」

5 - 2 : 学校の名簿の作成・配布

■ 私立学校

※個人情報取扱事業者(5,000人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者)に該当する場合

- ・ 同意がなくとも、個人情報の適正な取得(法17条)や利用目的の通知又は公表(法18条)等のルールを守れば、名簿の作成は可能
- ・ 同意を得ることで、従来どおり配布も可能



(例)入学時の案内や新学期の開始時に同意を得て必要な個人情報を記入してもらうなど

- ・同意に代わる措置(オプトアウト[12頁参照])も可能

■ 公立学校

- ・各地方公共団体の定める個人情報保護条例の運用・解釈による

【参考となる通知等】

- ・文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成24年3月文部科学省)

5 - 3 : 民生委員・児童委員への提供

個人情報取扱事業者は、国や地方公共団体等に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

- ・民生委員・児童委員は福祉事務所等の協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データの提供は可能。

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

- ・民生委員・児童委員は、民生委員法において、守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成24年3月1日開催)資料」
- ・「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集(平成24年7月厚生労働省)」

5 - 4 : 人の生命・身体の保護

個人情報取扱事業者は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項2号)。



- (例)・意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
 - ・意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合

【参考となる通知等】

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成22年9月改正厚生労働省)

5 - 5 : 地域における見守り活動①

- ・高齢者が亡くなられたことに近隣の人々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」問題の存在
- ・要援護高齢者の見守りや、救急医療情報キットの配布のため、関係者間での要援護者リストの作成・共有が必要な場合がある。

地方公共団体と事業者等の中で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

見守り協定

事業者等
(電気・ガス事業者、新聞配達、宅配業者等)

要援護者リストの共有

※取扱いに係る誓約書の提出などの担保措置も重要

異変の発見

個人情報保護条例が適用

(対応例)

- ・本人の同意を得て提供
- ・条例等を制定した上で、「法令に基づく場合」として提供
- ・条例に基づき、審議会に諮問した上で提供

個人情報保護法が適用

- ・本人の同意を得て提供
- ・生命、身体又は財産の保護のために必要な場合として提供(法23条1項2号)

地方公共団体

高齢者等の情報

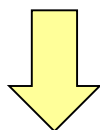
公的機関へ通報

5 - 6 : 地域における見守り活動②

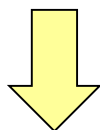
要援護高齢者の見守り活動

民生委員の見守りに加え、インフラ業者(水道検針業者)とも協定を結び、声掛け等による安否確認を実施

地方公共団体



民生委員・
水道検針業者



要援護高齢者

○ 個人情報の提供

- ・ 要援護高齢者台帳に登録されている見守り対象者の住所、氏名、性別、寝たきりの状況、入院情報等を提供
- ・ 個人情報保護条例の例外規定(あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴き、実施機関が特に必要であると認めるとき)を根拠として提供
- ・ 事前に個人情報保護審議会に諮問

○ 見守り活動の実施

- ・ 民生委員は随時、水道検針業者は検針時(2か月に1回)に見守りを実施
- ・ 異変発生時に、地方公共団体に連絡

5 - 7 : 地域における見守り活動③

救急医療情報キットの配布

本人の氏名・生年月日等のほか、緊急連絡先情報、かかりつけ医療機関情報、介護保険事業者情報等を記入したカードを、容器に入れて冷蔵庫の中に保管

※ 冷蔵庫に保管する利点

①救急隊員等が見つけやすい、②個人情報外部の目につかない、③災害時などにも情報が守られる

※ ステッカー・マグネットの貼付

玄関、冷蔵庫にステッカー等を貼付し、キットの存在を知らせる。

個人情報の取扱い

事業への登録の申込書において、個人情報を関係機関(民生委員等)で共有することについての同意欄を設け、署名・捺印によって同意を得ている。これにより、地域での見守り活動等にも活用している。

【参考となる通知等】

- ・「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」への対応に係る調査報告書(平成20年3月内閣府)」
- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」
- ・「「孤立死」対策としての見守り活動に係る個人情報の取扱事例集(平成26年5月消費者庁)」

緊急時の活用の流れ

①救急車を呼ぶ



②救急隊が冷蔵庫の中からキットを取り出す



③カードに記載された情報を救急活動に活用

- ・ かかりつけ医に連絡し、処置上の注意点を確認
- ・ 家族に連絡し、緊急手術の同意を得る 等

5 - 8 : 災害対策基本法

災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成について、主に以下のように規定している。

① 避難行動要支援者名簿の作成

⇒市町村長は、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

② 避難行動要支援者名簿上の情報の提供

⇒市町村長は、原則として本人の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者等に対し、名簿情報を提供するものとする。



市町村は、名簿を作成の上、当該地域の実情に応じて、民生委員等関係者に提供することとなり、避難支援等の実施に必要な個人情報の共有が図られることになる。

※ 併せて、個人の権利利益の保護の観点から、名簿情報を提供する場合における配慮や秘密保持義務についても規定

【参考となる通知等】

・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年内閣府(防災担当))」

6. 個人情報保護法の改正

6 - 1 .制度改正の背景及び課題

世界最高水準のIT 利活用社会

「ヒト」「モノ」「カネ」と並んで「情報資源」が新たな経営資源

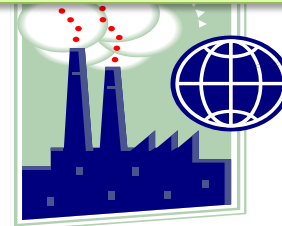
行政



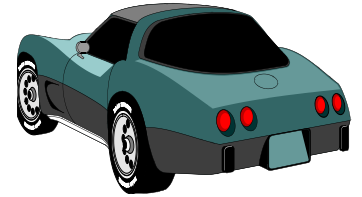
エネルギー



流通・小売

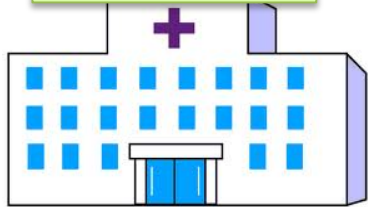


交通



ビッグデータ

医療



防災・減災



パーソナルデータ (※)

**プライバシー保護にも配慮したパーソナルデータ利活用のための
データ利用環境整備が喫緊の課題**

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

6 - 2. IT総合戦略本部で取り組むに至った経緯

2003年「個人情報保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

10余年が経過

消費者、事業者等の環境変化に応じた法改正は一度もなし。その間、以下のような問題が顕在

1. 情報通信技術の発展によるグレーゾーンの拡大

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能となった

⇒ **消費者はプライバシー保護の観点から慎重な取り扱いを求める一方、事業者はどのような措置をとれば十分な利活用ができるか判断できない**

2. 所管の縦割りにより柔軟な対応ができない

現行法において、法所管は消費者庁、法執行は主務大臣制をとり事業分野ごとの27分野38ガイドライン（13府省）

⇒ **情報通信技術の発展による新たな事案への対応や、分野を横断した案件に対して柔軟な対応ができない**

3. 事業活動のグローバル化などの環境変化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代

⇒ **2012年以降、欧米にて制度見直しの検討（EU：EUデータ保護規則案、米国：プライバシー権利章典の法制化）が始まる**

6 - 3. IT総合戦略本部で取り組むに至った経緯

2003年「個人情報保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

10余年が経過

消費者、事業者等の環境変化に応じた法改正は一度もなし。その間、前述のような問題が顕在

<各省で制度見直しの検討が始まる>

○総務省

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催
(2013年6月に報告書とりまとめ)

○経済産業省

IT融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」を設置
(2013年5月に報告書とりまとめ)

異なる分野の主務大臣である総務省、経済産業省でそれぞれ取り組まれている状況を改善するため、IT政策担当大臣の下、政府CIOが総合調整機能を発揮し、IT総合戦略本部が政府全体として取りまとめ。

6-4. 改正ポイント（個人情報保護法改正部分）

個人情報保護法の改正ポイント

1. 定義の明確化等

- ・ 個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・ 要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
- ・ 取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者を対象化
- ・ 個人情報データベース等から権利利益侵害の少ないものを除外

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・ 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
- ・ 利用目的の変更を可能とする規定の整備

3. 個人情報流通の適正を確保（名簿屋対策等）

- ・ トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・ 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
- ・ 本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化

4. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・ 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・ 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

5. 請求権

- ・ 開示、訂正及び利用停止等請求権があることを明確化するための規定の整備

6. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・ 個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

6-5. 小規模取扱事業者への対応(第2条第5項)

義務規定 (法 第 4 章 ~)

■ 個人情報取扱事業者

5,000人分を超える※₁ 個人情報をデータベース化※₂
してその事業活動に利用している者

(施行令2条)

※₁ 過去6か月間に一度でも超えていれば該当。

※₂ 個人情報データベース等（特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成した個人情報の集合体。紙媒体・電子媒体を問わない。）という。

利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの（市販の電話帳等）は、個人情報データベース等の対象から除外する。

事業者の取り扱う個人情報（データベース化したもの）の数が
5,000人以下であっても、個人の権利利益の侵害はありえる。

5,000人以下を除外する規定を削除

6-6. 小規模取扱事業者への対応(第2条第5項)



小規模取扱事業者

取り扱う個人情報により識別される個人の数が
5,000以下の事業者の適用除外を廃止



個人情報保護委員会

新たな
監督対象

(定義)

第二条 (略)

~~五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者~~

政令

~~（個人情報取扱事業者から除外される者）~~

~~第三条 法第三条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。~~

~~（略）~~

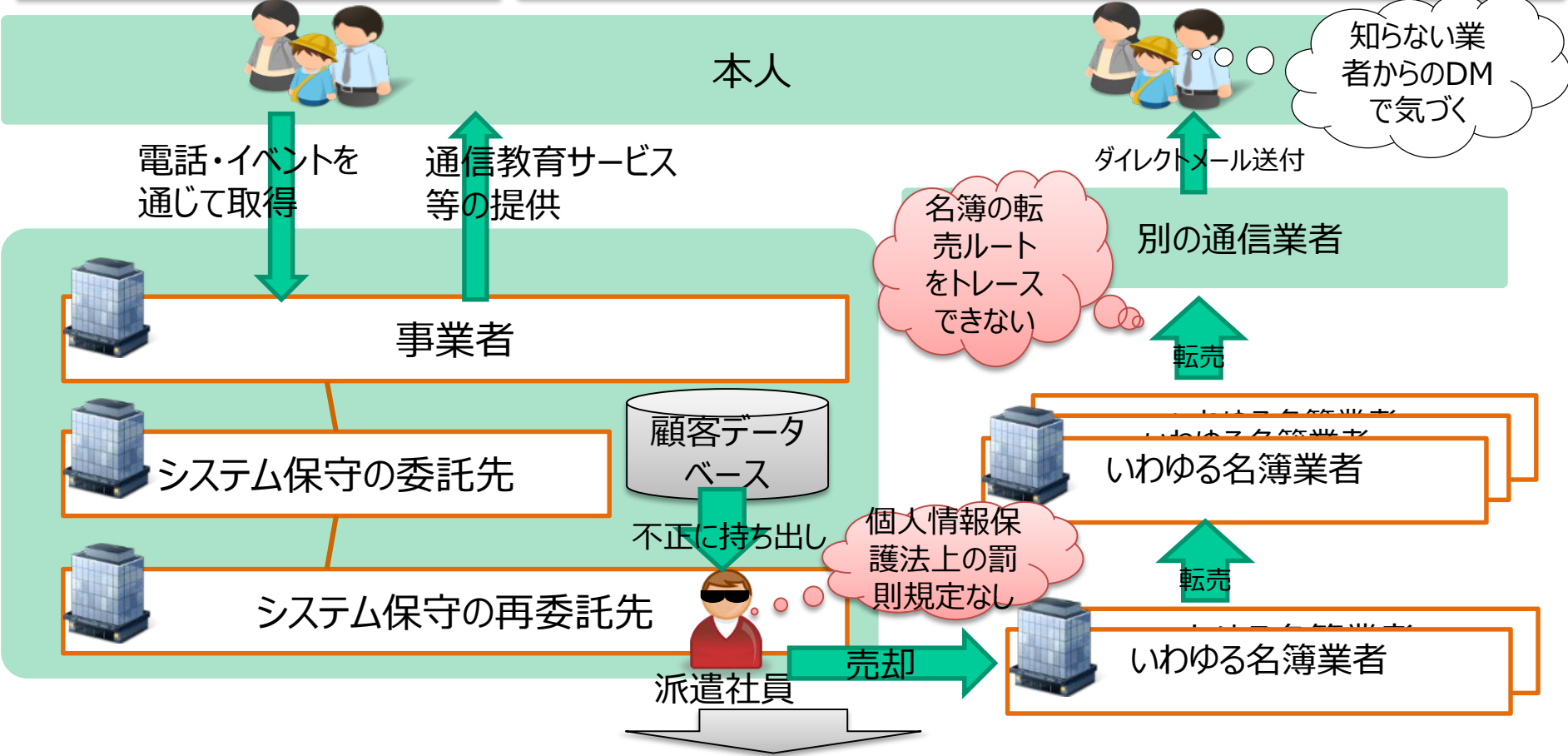
附則

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

6-7. 個人情報流通の適正を確保 (名簿屋対策等)

大規模漏えい事例

・大手教育出版系企業の顧客情報（個人情報）が名簿事業者経由で他事業者に漏えい。当該企業のDBシステムの保守・管理委託先に派遣されていたシステムエンジニアを不正競争防止法違反の容疑で逮捕。



名簿屋対策として個人情報の保護を強化
(トレーサビリティ、データベース提供罪)

6-8. 個人情報流通の適正を確保 (名簿屋対策等)



受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。



個人データ

取得



トレーサビリティ (第三者提供の義務)

第三者提供

個人情報等



- <記録義務>
- ・提供の年月日
 - ・提供先の氏名等

- <記録義務>
- ・提供の年月日
 - ・提供者の取得経緯等

提供罪の新設

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

(1) 業務で取扱い



従事者



(2) 提供等

(3) 不正な利益



(4) 司法手続きによる刑罰



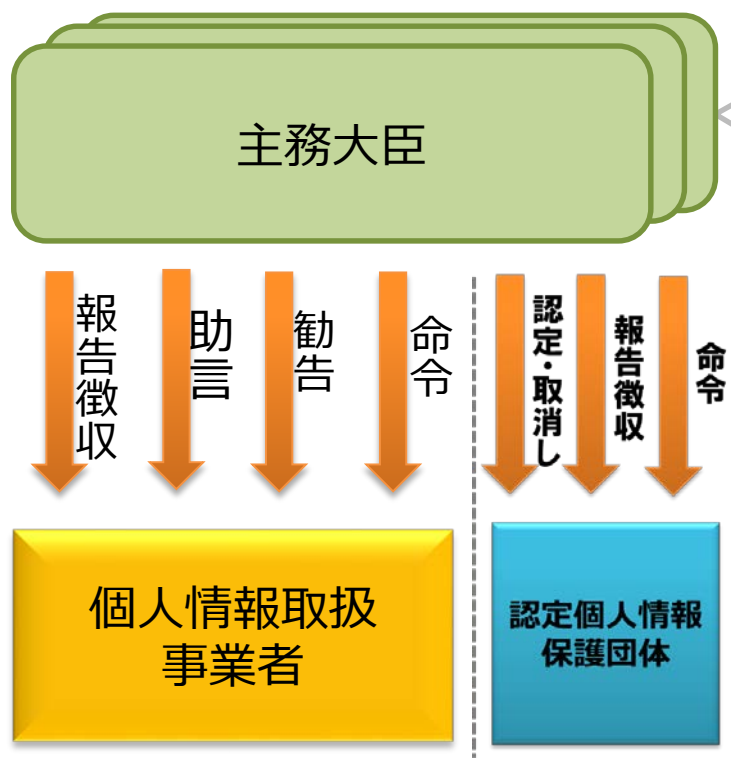
司法機関



個人情報保護委員会

6-9. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

<改正前>



主務大臣

分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省
医療（研究）	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	郵便	総務省
	文部科学省 厚生労働省	信書便	総務省
	厚生労働省	経済産業	経済産業省
金融	金融庁	警察	国家公安委員会
信用	経済産業省	法務	法務省
電気通信	総務省	外務	外務省
		財務	財務省
		文部科学	文部科学省

分野	所管省庁	分野	所管省庁
雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省
労働者派遣（一般）	厚生労働省		
労働者派遣（船員）	国土交通省		
労働組合	厚生労働省		
企業年金	厚生労働省		
農林水産	農林水産省		

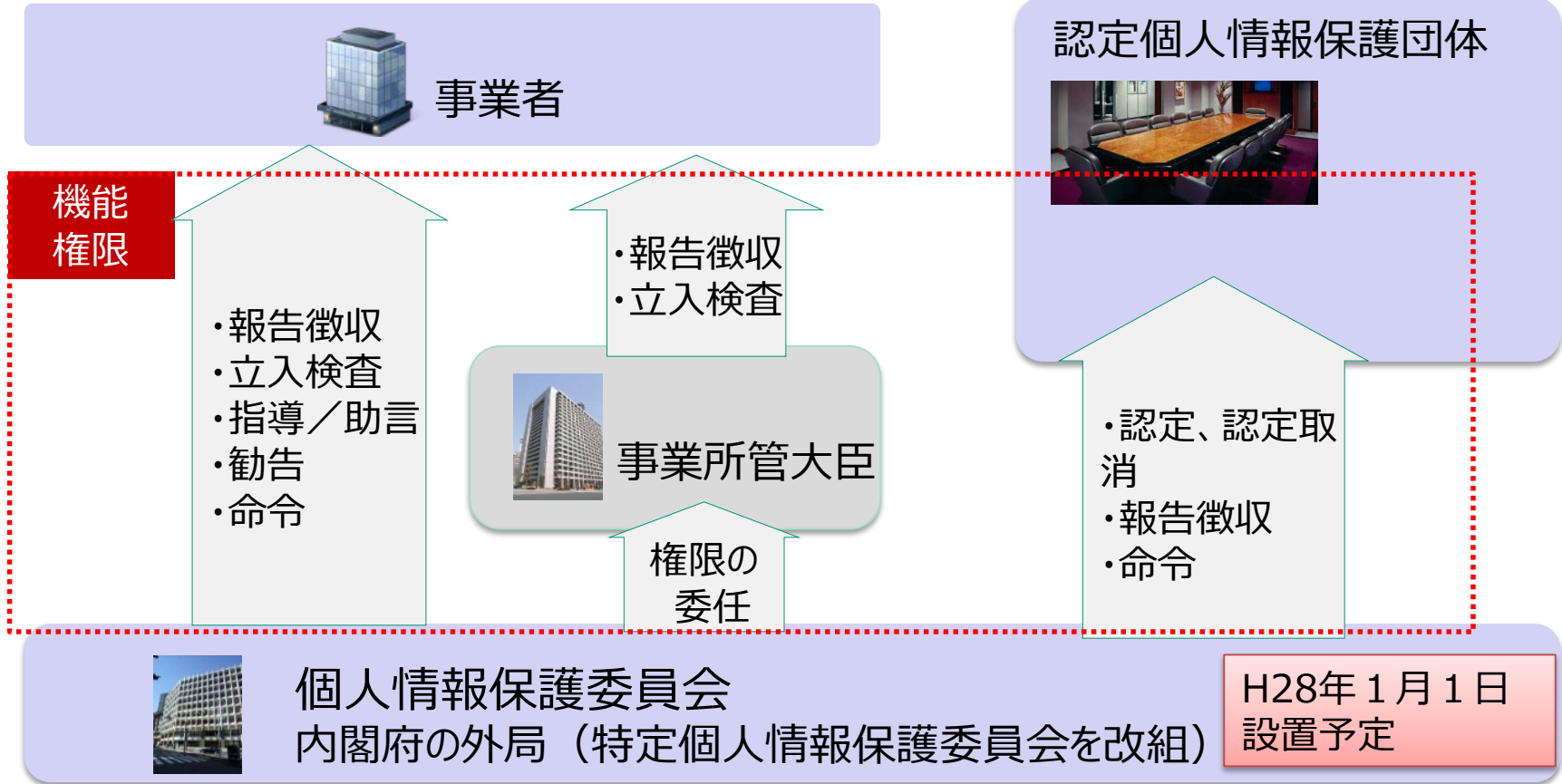
<改正後>

個人情報保護委員会を設置、
権限を一元化しつつ強化

事業等を所管する各省庁において、審議会の議論等を経て、27分野について38のガイドラインを策定

※欧米等では一元化された管理体制をとっている

6-10. 個人情報保護委員会の新設及びその権限



内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。
 （報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

6-11. 施行期日

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日
- 二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十八年一月一日
- 三 (略)
- 四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 (略)
- 六 (略)

(通知等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

7. まとめ

7 - 1 : 個人の安心・信頼のために

★ 安心・信頼の基盤としての法令遵守

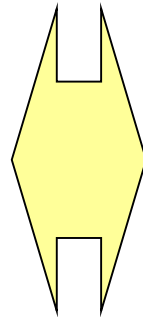
個人情報取扱い方について、
活動主体としての考え方を
明確にすること

実際に個人情報を扱う職員等に
その考え方を浸透させること

本人の意向に配慮して
きめ細かな対応を行うようにすること



保護



本人、活動主体、社会にとって
必要・有益な活動の実現

- ・見守り活動
 - ・災害対策
 - ・医療活動
- etc.



活用

個人情報保護法は、保護と活用のバランスを図るもの



個人情報保護法に関するよくある疑問と回答 (<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>)

個人情報保護法質問ダイヤル

03-3507-9160

※「個人情報保護法」の解釈などの疑問にお答えします。

